

# みらい1分ニュースレター

2009/11/16 第19号

毎週月曜配信

## 中国版

### 【滴水穿石】

前週に引き続いた内容です。特許権使用料の内容を明確に把握しておくことで、自社の権利にかかる主張もしやすくなります。実際、訴訟へと発展しそうな場合は、早めに、弁理士等専門家のアドバイスを仰ぐことが有効です。

みらいコンサルティング(株) 国際部  
中国ニュース配信サービス事務局

Peoples Republic  
of China

### テーマ

## 租税条約に規定する特許権使用料 に関する通知(2/2)

### ←ポイント

- ✓ 公布部門： 財政部国家税務総局
- ✓ 発 布： 2009年9月14日
- ✓ 施 行： 2009年10月1日
- ✓ 目 的： 外国(香港、マカオを含む)との特許権使用取引が増加しています。本通知は、使用料についての定義と範囲を明らかにし、課税業務を円滑に行うことを目的としています。

### ←解説

#### ◆ 「特許権使用料」の定義

-参考 日中租税条約(※)条文 第12条(使用料:3項)

「使用料」とは、文学上、美術上若しくは学術上の著作物の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面等の権利の対価として、または、産業・商業・学術上の設備の使用もしくは使用の権利の対価として、もしくは産業・商業・学術上の経験に関する情報の対価として受領する全ての種類の支払金をいう。

#### ◆ 今回の通知で明らかになった項目 (前週の続き)

##### ③ 「産業・商業・学術上の経験に関する情報」について

…商品の生産やその工程を再現し、同様に行うために必要な、専門的かつ独自の情報や資料のうち、非公開であるものを指します。

なお、専門的かつ独自の技術を「専有技術」といい、特許権使用料の範囲には、秘密保持契約に基づき、この技術を相手に自由に使用させることによる使用料、もしくは、相手の要望に応じて開発された技術を相手に使用させることによる使用料を指します。

##### ④ 役務提供と特許権使用料について

特許権の取得者が、その専有技術を譲渡・又は使用を許可することにおいて、サポート作業が発生する場合、そのサポートに対する対価は特許権使用料とみなされます。一方、特許権の取得者が役務を提供する過程で、特許権を取得した技術を使用した場合、その技術の譲渡や使用にかかる許可を役務提供先との間に締結していなければ、原則として、その技術の使用による対価は特許権使用料とはみなされません。

執筆： 潘 姝蓉 (pan shu rong)

 **みらいコンサルティンググループ**

みらいコンサルティング株式会社 <http://www.miraic.jp/>  
税理士法人みらいコンサルティング/MC国際公認会計士共同事務所  
社会保険労務士法人みらいコンサルティング/霞が関司法書士事務所

◇東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビル4階 TEL: 03-3519-3970(代)  
◇[大阪支社] 大阪府大阪市中央区安土町3-2-14 サンキュービルディング4階 TEL: 06-4705-7010  
◇[名古屋事務所] 名古屋市中区栄2丁目11-7 TEL: 052-253-5606

